

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
漁船損害等補償法による付保義務の発生(八九〇・水産漁港課).....	1
漁業災害補償法による付保義務の発生(八九一・水産漁港課).....	1
争議行為の予告(八九二・労働政策課).....	1
県道の路線の路線名の変更(八九三・道路課).....	2
道路区域の変更(八九四・八九六・道路課).....	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定(八九七・河川砂防課).....	3
建築基準法による道路位置の指定(八九八・八九九・鹿角地域振興局建設部).....	4
開発行為に関する工事の完了(九〇〇・仙北地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	5
県営土地改良事業の換地処分(由利地域振興局農林部).....	5
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部).....	5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	6
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	7

告 示

秋田県告示第八百九十号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

天王加入区

秋田県告示第八百九十一号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第一百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

象潟加入区 雑魚小型定置漁業

秋田県告示第八百九十二号

平成十七年九月二十六日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたため、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事。

(二) 諸手当の改善に関する事。

(三) 要員確保に関する事。

(四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十七年十月二十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたつて行う。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地

北秋田市花園町十番五号

能代市落合字上前田地内

山本郡山本町森岳字田尻百七番地

南秋田郡八郎潟町川崎字員保三十七番地

秋田市飯島西袋一丁目一番一号

由利本荘市川口字家後三十八番地

大仙市大曲通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

鹿角組合総合病院

北秋中央病院

山本組合総合病院

山本組合総合病院

森岳診療所

湖東総合病院

秋田組合総合病院

由利組合総合病院

仙北組合総合病院

平鹿総合病院

湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地
 秋田市八橋南二丁目十番十六号
 雄勝中央病院
 秋田県厚生連本所

四 概要
 救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百九十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき認定した県道の路線の路線名を次のとおり変更したので、告示する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の路線名	変更後の路線名
西根八幡平線	大更八幡平線

秋田県告示第八百九十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧			
百一	百一	能代市字寿域長根二六番地先から七番八地先まで	一〇・〇〇～二〇・〇〇	〇・四〇〇
百一	百一	"	一一・〇〇～三八・〇〇	〇・四〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十月十四日から同月二十七日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百九十五号

道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧			
百一	百一	能代市花園町九九番地先から字寿域長根二六番地先まで	一一・五〇～二四・〇〇	〇・八三〇
百一	百一	"	一一・〇〇～二五・〇〇	〇・八三〇

一 道路の区域

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百九十六号

一 道路の区域

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	浅舞醍醐線		横手市平鹿町浅舞字一関向四番三地先から字道川南十九番一地先まで		七・〇〇～一・〇〇〇	〇・二三九
	浅舞醍醐線		〃		一一・〇〇～二二・〇〇〇	〇・二三九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	郡市 町村 大字 字	区	地 域	番	号	忍田2

四五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四九番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、四九番四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番二十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番三十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番四十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番五十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番六十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番七十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番八十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十三の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十四の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十五の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十六の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十八の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番九十九の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番百の一部(次の図に示す部分に限る。)

番六の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番一五の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番一八の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二二の一部(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第八百九十八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月十四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字下花輪十七番地三 かつの不動産 代表 奈良 清	道路の位置の指定箇所 鹿角市花輪字寺ノ後百二十一番一の内、 百二十二番の内及び百二十三番二の内	道路の延長 五五・二六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十七年十月三日
---	---	--------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第八百九十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月十四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 東京都江戸川区清新町一丁目四番地五 一〇〇七号 奈良 隆 司	道路の位置の指定箇所 鹿角市尾去沢字土沢十二番一、二十四番 九	道路の延長 一七九・二六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十七年十月三日
--	---------------------------------------	---------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第九百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年

三月十八日付け指令仙建 十七 九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

マックスパリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

二 開発区域に含まれる地域の名称

大仙市飯田字屋敷通八十一番一、八十一番三、八十二番一、二百五十番、二百五十一番、二百五十二番、二百五十三番、二百五十四番、二百五十五番、二百五十六番、二百五十七番、二百五十八番、二百五十九番、二百六十番及び二百七十五番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北秋田郡鷹巣町綴子土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

北秋田市綴子字古関百十六番地四

字田中六十三番地

字田町六十二番地

字小田二十五番地

字東館八十一番地一

字街道下百十六番地一

字掛泥野六十六番地一

字大堤四十番地八

字大堤七十七番地

字住還下三十九番地

字糠沢六十四番地

字田中六十八番地

二 就任理事の住所及び氏名

北秋田市綴子字東館八十一番地一

字小田二十五番地

村上正

工藤文一郎

宮野方臣

佐藤元一

佐藤昭二郎

藤島康二

村上義直

三沢博隆

三沢敏行

米沢正一

米沢一

三沢実

佐藤昭二郎

佐藤元一

北秋田市綴子字街道下百十六番地一

字大堤道下九番地二

字大堤四十番地八

字大堤七十七番地

字糠沢六十四番地

字住還下三十九番地

字田中六十三番地

字田中十五番地

字掛泥野六十四番地

字古関百十六番地四

北秋田市綴子字田中十五番地

字糠沢上谷地三百十六番地六

字大堤道下九番地二

北秋田市綴子字田中六十八番地

字糠沢上谷地三百十六番地六

字小糠沢三十八番地二

藤島康二

高宮光雄

三沢博隆

三沢敏行

米沢正一

米沢一

工藤文一郎

成田良一

村上三雄

村上正

成田良一

佐藤清一

高宮光雄

三沢実

佐藤清一

米沢治美

平成十七年十月五日県営土地改良事業（木在地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県雄勝町土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

湯沢市秋ノ宮字真木九十三番地一

字沢二十六番地

横堀字旭町四十九番地

小野字西古戸七十六番地

菊地利男

菅芳雄

妹尾孝雄

高橋弘一

湯沢市小野字小野百五十三番地一	佐々木 貞 司
〃 〃 字西十日町百二番地	築 瀬 壽 逸
〃 〃 桑崎字中泊八番地	高 橋 正 男
〃 〃 字木ノ下九十六番地	柴 田 隆 男
〃 〃 泉沢字泉の里十二番地	篠 田 學 而
〃 〃 酒蒔字沢田二十五番地	藤 原 博 隆
二 就任理事の住所及び氏名	
湯沢市秋ノ宮字真木九十三番地一	菊 地 利 男
〃 〃 字小沢四十八番地	樋 口 金 一 郎
〃 〃 横堀字旭町四十九番地	妹 尾 孝 雄
〃 〃 小野字西古戸七十六番地	高 橋 弘 一
〃 〃 〃 字飯塚九十二番地	今 正 勝
〃 〃 〃 字西十日町百二番地	築 瀬 壽 逸
〃 〃 〃 桑崎字中泊十三番地	高 橋 優 一
〃 〃 〃 字平城百三十二番地	柴 田 隆 志
〃 〃 〃 泉沢字泉の里十二番地	篠 田 學 而
〃 〃 〃 酒蒔字沢田二十五番地	藤 原 博 隆
三 退任監事の住所及び氏名	
湯沢市秋ノ宮字夜牛百二十三番地	小 島 貞 助
〃 〃 〃 桑崎字御返事五十五番地	和 泉 雄 三
〃 〃 〃 泉沢字泉の里四十番地	黒 石 順 三
四 就任監事の住所及び氏名	
湯沢市秋ノ宮字中島百五十七番地	菅 義 照
〃 〃 〃 桑崎字御返事八十八番地	竹 内 茂
〃 〃 〃 泉沢字泉の里四十番地	黒 石 順 三

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - 普通施盤 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十七年十二月二十二日（木）
- (四) 納入場所
秋田県立大曲技術専門校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月十四日（金）から同月二十四日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年十月二十八日（金）午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月十四日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
立てフライス盤 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年二月二十八日(火)
- (四) 納入場所
秋田県立秋田技術専門校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月十四日(金)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年十月二十八日(金)午前十時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月十四日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
蛍光X線分析装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年二月二十八日(火)
- (四) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請
 - 1) 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(二)に掲げる場所へ平成十七年十一月十四日(月)までに提出すること。
 - 2) 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十七年十一月十四日(月)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十七年十一月二十八日(月) 午前十一時
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十二条までに規定することによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
 - 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法

- (五) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (六) 契約書作成の要否
 - 要
- (七) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- その他
 - (七) その他
 - 詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of item to be purchased : X-ray Fluorescence Spectrometer
 - 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 28 November, 2005
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷所 秋田県印刷株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

